



がんばる事業所

設備投資や雇用増進、労働環境の整備を支援します

高島市企業活動支援条例 平成22年度までの時限制度

市内の企業が元気になり、地域経済の活性化へ向けて、企業の設備投資や雇用増進ならびに労働環境の整備を支援します。

設備投資奨励金

固定資産税1/2相当額を3年間交付

新規設備投資に対する固定資産税の2分の1相当額を3年間交付します。

▼要件

事業の用に供する建物、償却資産を新設もしくは増設され、固定資産税が賦課された場合が対象になります。(高島市企業誘致条例の適用を受ける場合を除きます。)

▼対象

平成20年中に取得された投資に係る分から対象になります。

▼交付期間

新設または増設以降の最初に固定資産税が賦課される年度から3年間。

▼申請の時期

平成20年中に新規に設備を投資され、この設備に対する平成21年度分の固定資産税を納税された後に申請してください。

【企業活動支援条例全般事項】

- ・市内で継続的に事業を営まれている全ての企業・事業主が対象になります。(ただし、市税を滞納していないことが条件になります。)
- ・市外に本社のある企業であっても、市内に事務所または事業所を有する法人で、市に法人設立(開設)申告書の提出のあった企業は対象とします。
- ・交付額の2分の1を地域通貨アイカで支払います。
- ・本制度は平成23年3月31日をもって終了します。ただし、設備投資奨励金は、それまでの間の新規設備投資に係る固定資産税の課税分を、最初の課税年度から以後3年間交付します。

雇用増進奨励金

1人当たり10万円を交付

厳しい経済情勢の中、定住者の雇用の受け皿として、市内従業員を増員された企業に対して、増加した従業員1人当たり10万円(障害者は20万円)を交付します。(高島市企業誘致条例の適用を受ける場合を除きます。)

▼要件

基準日(1月1日)前1年間で市内従業員を増員した企業が対象となります。なお、常時雇用する従業員数によって要件が異なります。

- 10人以下の企業 : 1人以上
- 11人~20人の企業 : 2人以上
- 21人以上の企業 : 5人以上

▼市内従業員

市内従業員とは、市内に3か月以上住所を有し、雇用保険の被保険者でかつ期間の定めのない雇用契約によって雇用されている方です。

※パートタイマーであっても、1週間の所定労働時間が20時間以上であるなどの条件を満たし、雇用保険の被保険者となっている場合は人数に含まれます。

(例) 市内従業員数
5人 (H21.1.1) → 6人 (H.22.1.1)
増加した1人分が対象となります。

▼交付期間

基準日(1月1日)現在における実績に応じて基準日の属する年度に交付します。

▼申請の時期

該当する場合は、平成22年1月中旬に交付申請をしてください。

労働環境改善助成金

整備経費の1/10を交付

従業員の働きやすい環境づくりのため、労働環境の改善に資する次に掲げる施設等を整備される企業に対して、施設整備に要する経費の10分の1以内の額を交付します。

(単年度1企業あたりの限度額は300万円)

- ①従業員宿舍、②付属福利厚生施設、③駐車場、④緑地、⑤託児所、⑥託老所、⑦その他市長が必要と認める施設

▼要件

事業費が1件100万円(従業員20人以下の小規模企業にあっては50万円)以上で年度内に完了する事業を対象とします。

▼交付期間

整備を実施された年度に交付します。

▼企業活動支援審査会

労働環境改善助成金については、企業活動支援審査会に諮って申請内容の審査・交付決定を行います。

▼申請の時期

原則として、事業に着手する前に、交付申請を行ってください。※平成21年度の第1回審査会は、7月末に開催予定をしています。整備の計画をされている企業様は7月15日までに交付申請を行ってください。なお、第2回目の審査会は12月に開催予定をしています。



を応援します!

信用保証付き融資の保証料を補給します

高島市地域経済緊急支援事業信用保証料補給金 平成22年3月までの時限制度

原油・原材料価格の高騰や受注減少などにより、資金繰りにお困りの市内中小企業者の経営の安定を図るとともに、地域経済の循環を維持するため、緊急対策として、セーフティネット保証を利用した信用保証付き融資にかかる信用保証料の補給制度を設けています。

この制度は、これまで地域の振興ならびに活性化に雇用や地域づくり、納税等により貢献されてきた市内中小企業者様に感謝し、本制度を活用した資金の調達によりこの苦境を乗り越えていただき、景気回復・業況回復の折にはこれまでと同様に地域産業経済に再びご貢献いただくことを目的としています。

▼補給対象融資

(次の要件をいずれも満たす融資)

- ①滋賀県信用保証協会の信用保証付融資であること
- ②中小企業信用保険法第2条第4項の規定(セーフティネット保証)に基づき市長の認定を受けた保証協会の保証付き融資であること
- ③融資実行日が平成20年4月1日から平成22年3月31日までであること

▼補給対象者

- ①中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であること
- ②市内に住所を有する個人または市内に事業所を有する法人であること
- ③融資に係る信用保証料を納付していること
- ④市税を滞納していないこと

▼補給額

保証協会に支払った信用保証料のうち、保証料率0.4%に相当する額以内。

(注1)

分割納入する場合、2回目以降の信用保証料は対象外となります。

(注2)

2以上の融資がある場合は、それぞれの合算額が8千円を上限とします。

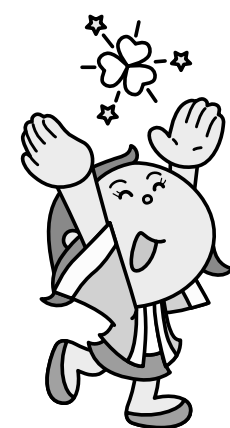
(注3)

今回の補給金を受けられた後、繰上償還等により信用保証料の還付を受けられた場合は、返還された保証料のうち補給額に相当する額を返還していただきます。

▼申請の時期

融資が実行され、信用保証料計算書を受領されましたら、すみやかに申請してください。

(注) 平成22年3月31日までに申請のあったものを対象とします。期限内に必ず申請をしてください。



支援制度をご活用ください

制度利用に係る申請書類等は、お気軽に市役所商工観光課へお問い合わせください。また、市役所ホームページからダウンロードできます。

商工観光課 ☎(25)8514

